

保険金種類	保険金をお支払する主な場合	お支払する保険金	保険金をお支払できない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ※遭難した場合において、遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお発見されないときは、遭難した日に傷害によって死亡したものと推定します。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 (死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットした場合はお支払いの対象となります。) ⑨頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故など
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%(3級)～100%(1級)をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 (後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合78%～100%) ★(例)両眼を失明した場合…………… ……………100 ……………両上肢を手関節以上で失ったもの……………89% ……………神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に就することができないもの……………78%	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットした場合はお支払いの対象となります。) ⑨頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故など
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合	入院日数に対し、180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。(入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(180日限度))	※⑧天災危険補償特約が全ての会員に付帯されています。 ※「やまきふエキスパート会員」は⑩のうち山岳登山、ロッククライミング中の事故もお支払い対象となります。(ただし海外の高所登山は除く)
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、テブレードマン、骨または関節の非親血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、抽出等の処置を施すものにかぎりず。	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任など(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
個人賠償責任特約(国内外補償)	住宅(※1)の所有・使用・管理または被保険者(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合 (※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の敷地および不動産を含みます。 (※2)この特約における被保険者は、次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人または配偶者の同居の親族 ④本人または配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者である場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(その責任無能力者の親族に限ります。)。ただし本人に関する事故にかぎりず。 ⑥②から④のいずれかの方が責任無能力者である場合、親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。 なお、被保険者の職務は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 (注)日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。 ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任など(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
救護者費用特約(国内外対象)	保険期間中に次の①から③までのいずれかに該当した場合 ①被保険者(保険の対象となる方)が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅(※)外において急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合またはは継続して14日以上入院された場合 (※)住宅とは、被保険者の居住の用に供される保険証記載の住宅をいい、その敷地を含みます。	ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)またはその親族の方が負担した次の①から⑤までの費用に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度とします。 ①捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 ②交通費 救護者(※1)の現地(※2)までの航空機等の1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。) ③宿泊料 現地(※2)および現地(※2)までの行程における救護者のホテル等の宿泊料(救護者2名分を限度とし、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。) ④移送費用 被保険者が死亡した場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が損傷を受けた雇用のための運賃または被保険者が負担することを予定していた雇用のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 ⑤諸雑費 救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地(※2)において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。) (※1)「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。 (※2)「現地」とは、事故発生地または被保険者の取寄地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的他覚所見のないものなど